

税理士情報ネットワーク

TAINS

Tax Accountant Information Network System



「事前照会に対する文書回答」 その効果と限界を知って活用を!

正木 洋子 (目黒)

はじめに

国税庁の事前照会に対する文書回答手続は、①納税者サービスの一環として、事前照会に対する回答を文書で行うとともに、②その内容を公表することにより、同様の取引等を行う他の納税者の予測可能性を高めることを目的として実施されています。

文書回答手続の事務処理手続等を定める事務運営指針が、平成23年3月31日付課審1-2外により一部改訂されました。

平成14年の制定以来3回目となる今回の改正では、①照会文書の提出からおおむね1月以内に、文書回答の可能性及び処理の時期の見通し等を口頭で事前照会者に説明する手続が新設され、②照会内容の公開を延長できる期間を従来の180日から1年とし、延長の申出に係る相当の理由の例示も追加されました。

文書回答制度は、納税者の利便性に大きく資する制度です。しかし、注意すべき事項も多く、また、得られた回答が照会者の見解と異なった場合はもとより、一致した場合であっても、法的効力がない制度であることを認識しておく必要があります。

1 文書回答手続の概要

(平23・3・31課審1-2外)

前記事務運営指針から文書回答手続において注意すべき項目を概観してみよう。なお、

事務運営指針は国税庁ホームページ及びTAINSにも収録されていますので、実際に事前照会をされる場合は、必ず全体をご一読ください。

(1) 事前照会の範囲

① 事前照会者が、自ら実際に行った取引等についての国税に関する法令の解釈・適用その他の税務上の取扱いに関する事前照会であって、これまでに法令解釈通達などにより、その取扱いが明らかにされていないもので、主なものとして以下の条件に該当することが必要です。

イ 取引等に係る国税の申告期限前(源泉徴収等の場合は納期限前)の事前照会であること
ロ 審査に必要な資料の提出並びに照会内容が公表されること等に同意すること
ハ 仮定の事実関係や複数の選択肢がある事実関係に基づくものではないこと
ニ 調査等の手続、徴収手続等又は個々の財産の評価や取引価額の妥当性に関する判断ではないこと

② 文書回答及び公表
①文書回答の見通し等が照会文書の提出からおおむね1月以内に事前照会者に口頭で説明されます。

③ 事前照会者の見解が相当と認められる場合は「貴見のおおむね」として3月以内に回答に努めることとされていますが、一定の場合は回答が延長されます。

④ 文書回答の公表は原則として回答後2か月以内に行われますが、事前照会者から一定期間内(1年を超えない期間内)での公表を求める申出があった場合、その理由が相当と認められるときは、申出の期間後に公表されます。

りて差し支えない」旨の回答文書が、一方、相当と認められない場合は、その理由を付した「貴見のおおむね」として3月以内に回答に努めることとされていますが、一定の場合は回答が延長されます。

④ 文書回答の公表は原則として回答後2か月以内に行われますが、事前照会者から一定期間内(1年を超えない期間内)での公表を求める申出があった場合、その理由が相当と認められるときは、申出の期間後に公表されます。

(2) 文書回答制度の性質

文書回答は納税者サービスの一環として行われるものですが、不服申立ての対象とはならず、その回答は納税者及び課税庁を拘束するものではありません。

2 事前照会者の求める見解が相当と認められなかった文書回答事例

(1) 平成23年3月30日付広島国税局文書回答「適格退職年金制度の廃止により年金給付者に支払われる一時金の所得区分について」

照会者は、適格退職年金制度を廃止して確定拠出型年金制度に移行するに伴い、年金受給者に支給する一時金が所得税基本通達31-1(1)に定める「将来の年金給付の総額に代えて支払われるもの」に該当し、退職所得に当たるといふ見解の相当性を事前照会しました。

広島国税局は、本件一時金は適格退職年金契約の解除に起因する残余財産の分配に当たり、退職を直接の支給事由とするものではないことから、退職所得には該当せず、一時所得となると回答しています。

平21・7・1東京高裁・原判決取消し・上告・Z888-11557

本件判決は、前記広島国税局文書回答と同様に適格退職年金制度から確定拠出型年金制度に移行する際の一時金の所得区分を争点とする事案です。

納税者は、転籍に伴い転籍先の退職年金制度により適格退職年金制度の下で算定された持分を確定拠出型年金制度に移行せず一時金として受領することを選択し、本件一時金は退職所得に当たると主張しています。

東京高裁は、本件分配金は納税者が転籍により元の会社との雇用関係が終了したことに起因して生じたものではないから、退職により支払われたもの(所令72④)に当たらず、一時所得に該当するとして、退職所得と認定した原判決(平21・1・28東京地裁・Z888-11556)を取り消しました。

(2) 平成16年9月27日付関東信越国税局文書回答事例「租税特別措置法第42条の11(情報通信機器を取得した場合等の特別償却又は法人税額の特別控除)の適用について」

照会者は、1992万円で購入した電子計算機及び印刷機が、IT減税といわれる旧措置法42条の11の対象であるデジタル複写機に該当するか否かを事前照会しました。

関東信越国税局は、照会の電子計算機及び印刷機は一の減価償却資産であり、製品概要及び使用状況等からすれば、デジタル複写機並びに電子計算機には該当せず、同法の適用は受けられないとの見解を示しています。

平22・3・23非公開裁決・一部取消し・FOI-1382

本件裁決は、前記関東信越国税局文書回答と同様に旧措置法42条の11の適用是非が争われた事案です。

審査請求人が生産ラインに設置した市販電子機器及びC/Dカメラ等が電子計算機に該当するか否かについて、審判所は、機械装置等に組み込まれた資産であっても、特例対象資産の要件を満たしている限り、減税の対象となるのが法の趣旨であるとして、原処分の一部を取り消しています。

上照会者の見解が相当と認められなかった回答を読む限り、その理由は十分な説明といえるか疑問が生じます。

船舶建造に係る「承諾書取引」が、資産の譲渡等に当たるか否かが争われた平成23年7月15日福岡地裁において、内航総連が当該取引について事前照会し、課税庁が不課税であるとの回答をしたことについて、増田隆久裁判長は、租税法主義の観点からすれば、課税庁が当該見解を公にしたからといって、これが裁判規範となるものではないと判示しています。

また、上記(1)の東京高裁は、退職一時金に関する所得税法の立法経緯から説き起こすことにより、結論に至っています。照会者としては、判決・裁決を駆使することにより課税当局からより精緻な回答を求めることが必要なのではないでしょうか。

収録内容に関するお問合せは
データベース編集室
03・5496・1416

顧問先と会計事務所のNextへ

中規模企業向けERP売上3年連続No.1*を誇るMJSが、
会計事務所向けに総力を結集した最強のプロフェッショナル・ツール。

ACELINK NX-Proは、事務所管理システムを中心に、
関連するあらゆる情報の一貫管理を実現する統合管理ERPシステム。
蓄積された顧問先情報を分析・活用することで、事務所経営の最適化が図れます。
次世代会計事務所システムとして、MJSが会計システムやERPの技術とノウハウの
すべてを注ぎ込んだ会計プロフェッショナルのための最強ツールです。

*ミツ経済研究所「基幹業務パッケージソフトの市場展望2010年版」より。
年商5~50億円の中規模企業におけるERPシステムの出荷金額ベース。

会計事務所向けERPシステム

NX-PRO ACELINK 新登場

(今までの業務スタイルを変えることなく導入。)
ここにもMJSならではの経験と技術。

詳しくは今すぐ

ACELINK NX-Pro 検索



MJS

株式会社ミロク情報サービス
東京都新宿区西新宿 1-25-1 新宿センタービル 4階 〒163-0648
TEL.03-5326-0381 FAX.03-3343-5789

会計事務所には、 会計事務所の ERPがある!



会計事務所の経営基盤として、
CRMの考え方に基ついた最強のERPシステム

ACELINK NX-Pro.

ACELINK NX-Pro

「事務所経営の最適化」を支援する会計事務所版ERPシステムです。
製品名のNXは「NEXT(次世代)」、Proは「Professional(専門家)」
の略であり、次世代の会計事務所を強力に支援することを意味します。

●ACELINK NX-Proは株式会社ミロク情報サービスの商標又は登録商標です。